

事故発生日	第1報受付日 (JGKA)	公表日 (JGKA)	製品名	事故発生 場所	死亡	重傷 病	軽傷 病	〇〇中 毒	火災	事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果等	備考
2023/01/23	2023/02/28	2023/12/25	カセットボンベ	愛知県	1				〇	(火災、死亡1名)当該製品をガスストーブ(ガスボンベ式)に装着して点火したところ、使用者の衣服に着火、火傷を負う火災が発生し、1名が死亡した。	〇ガスストーブを使用するため、カセットボンベを当該製品に交換して点火したところ着衣に着火し火傷を負う火災になったとの申出内容であったが、事故発生時の詳細な状況は不明であった。〇当該製品は、ガスストーブの遮熱板の焼損により、缶胴下部の表面にすすが付着していたが、変形等の異常は認められなかった。〇当該製品は、ガスの残量から、ほとんど使用されていなかった。〇当該製品の各部の寸法及びバルブのストローク寸法は、JISS2148「カセットこんろ用燃料容器」を満たしていた。〇システムを押したときに、システム外周部からガス漏れは生じなかった。〇当該製品を事故発生時に接続していたガスストーブにセットした結果、接続部からガス漏れはなく、燃焼させることができた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	同日発生の「ガスストーブ(ガスボンベ式)」「カセットボンベ」は、同じ案件
2023/02/15	2023/02/27	2023/12/25	ガスこんろ(都市ガス用)	愛知県					〇	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	〇事故発生前に使用者は外出しており、外出から約30分後に火災の通報があり、当該製品のグリル排気口の上に置かれた天ぶら鍋から火が出ていた。〇使用者は、当該製品のグリル庫内の清掃をしておらず、事故発生前に当該製品で天ぶら調理をした後、グリル排気口の上に油の入った天ぶら鍋を置いており、事故発生の外出前に左右こんろを使用した後、右こんろを消火する際に誤ってグリル操作ボタンを押したかもしれないとの申出内容であった。〇当該製品は、グリル庫内が著しく焼損し、グリル皿に堆積した油が焼損していた。〇グリル操作ボタンは焼損しているため、事故発生時の器具栓の開閉状態は確認できなかった。●当該製品は、使用者が誤ってグリルの操作ボタンを押し、そのまま外出したため、グリルに堆積した油脂が発火し、排気口の上に置かれた鍋の油が過熱されて出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「グリル排気口の上にタオル、ふきん、鍋等をのせたり、アルミ箔でふさがない。不完全燃焼や火災の原因になる。」旨、記載されている。	
2022/10/28	2023/02/07	2023/12/25	ガスこんろ(LPGガス用)	富山県					〇	(火災)当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	〇使用者が当該製品のグリルを使用中に、火を消し忘れて外出したところ1時間30分後に出火した。〇当該製品の下には段ボールが敷かれていた。〇当該製品の器具栓の開閉位置を確認したところ、左右のこんろは「止」であり、グリルは「開」であった。〇当該製品の底面は、左前脚を残して焼失し、左前脚には可燃物の燃えかすが付着しており、グリルの底面の一部に焼損が認められた。〇グリル受皿は、表面の一部に油状の塊があり、裏面にまだら状の熱変色痕及び一部に焼損が認められた。〇グリル庫内には、油が垂れた痕跡があり、グリル受皿の下には油とみられる大きな塊が認められた。〇配線及び基板は焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。●当該製品のグリルを使用中に火を消し忘れたため、グリル庫内に堆積していた油脂等が発火し、敷いてあった可燃物に延焼して出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、火災の原因になることから、「機器の下に新聞紙やビニールシートなどの可燃物を敷かない。」「火をつけたまま機器から絶対に離れない。」「グリルを使用後はグリル受け皿にたまった脂、グリル焼網についた皮や食材は、使用のつど取り除く。」旨、記載されている。	
2023/01/23	2023/01/31	2023/12/25	ガスストーブ(ガスボンベ式)	愛知県	1				〇	(火災、死亡1名)当該製品を点火したところ、使用者の衣服に着火、火傷を負う火災が発生し、1名が死亡した。	〇当該製品を使用するため、カセットボンベを交換して点火したところ着衣に着火し火傷を負う火災になったとの申出内容であったが、事故発生時の詳細な状況は不明であった。〇当該製品は前面パネル右下部とカセットボンベ装着部の遮熱板が焼損し、点火つまみは点火位置となり下部が溶融していた。〇内部のカセットボンベ装着部、器具栓等の内部部品に出火の痕跡はなく、ガス通路にガス漏れは認められなかった。〇事故発生時に使用していたカセットボンベに変形等の異常はなく、当該製品に装着して点火燃焼した結果、正常燃焼した。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れ等の異常はなく、正常に燃焼することから、製品に起因しない事故と推定される。	同日発生の「ガスストーブ(ガスボンベ式)」「カセットボンベ」は、同じ案件

1.このデータは暫定データのものも含まれているため、後日変更・削除される場合もあります。
 2.事故発生日欄に「知」の付いている日付は事故の発生を知った日を表します。
 3.人的被害概要(重症病):治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病又は後遺障害
 4.人的被害概要(軽傷病):治療に要する期間が30日未満を負傷・疾病